

ID: 112

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市国民健康保険条例 第11条から第13条まで		
例規番号	平成17年条例第134号		
【基準】			
<p>第11条から第14条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第11条 世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p> <p>第12条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の命令に従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第13条 偽りその他不正行為により一部負担金及びこの条例に規定する徴収金並びに過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第14条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において、納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 民生部 国保年金課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市後期高齢者医療に関する条例 第5条及び第6条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】			
<p>第5条から第7条までの規定による。 (罰則)</p> <p>第5条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第6条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第7条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日